

しあわせ信州婚活サポーター 募集要項

1 目 的

結婚を希望する方の支援に社会全体で取り組むため、未婚者に対し、出会いの機会の拡大や婚活に関する情報提供等を行うボランティア「しあわせ信州婚活サポーター」（以下、「サポーター」という。）を募集します。

2 活動内容

- （１）出会いの相談・仲介（お見合いのお世話）
- （２）出会いに関するイベント情報等の提供
- （３）結婚の意味・素晴らしさについての意識啓発
- （４）県が実施する結婚支援事業への協力
- （５）その他、結婚したい人を支援する活動

3 募集対象

次の要件を満たす県内在住の２０歳以上の方で、ボランティアとして結婚支援を行っていただける方とします。

- （１）地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動など、結婚支援以外の活動を行わないこと
- （２）現在、暴力団員等に該当しておらず、サポーターに登録されている間も該当するものではないこと

なお、活動にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び長野県個人情報保護条例を遵守してください。

4 応募方法

別紙の「しあわせ信州婚活サポーター申込書」と「誓約書」に必要事項を記入の上、身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証等）を添付して長野県婚活支援センターあてに提出してください。

5 活動までの流れ

- （１）県は、「しあわせ信州婚活サポーター申込書」、「誓約書」及び身分証明書の写しについて、上記３に照らして審査した上で、申込を受理します。
- （２）申込が受理された方は、後日ご案内する講習会※を受講していただきます。修了者はサポーターとして認定し、認定証と名刺カードを交付します。
- （３）活動ノルマはありません。上記の活動内容に関し、可能な範囲で自主的に活動してください。

※ 守秘義務等に関する内容で、１回。

6 サポーターの登録内容の変更及び削除

- (1) サポーターの登録内容の変更、あるいは登録の削除を希望する場合は、「しあわせ信州婚活サポーター変更・辞退届」に必要事項を記入の上、長野県婚活支援センターあてに提出してください。
- (2) 県は、内容を確認後、サポーターの情報を変更又は削除します。

7 取消規定

次の行為があった場合は、認定の取消しを行います。

- (1) 募集要項の規定に反する行為があったと認められる場合
- (2) 誓約書に掲げる事項に反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合
- (3) 相談者等へのつきまとい（ストーカー）、セクハラ、暴言、暴力行為等の悪質な行為があったと認められる場合
- (4) 上記に関わらず、社会的信用を損なう恐れがある等、サポーターとして不適切な行為があったと認められる場合

8 留意事項

- (1) サポーターの活動における、相談者及びその関係者等との間のトラブルについて、県は一切責任を負いません。
- (2) 県からの報酬や交通費等の支給はありません。相談者に対しても、報酬を求めることはご遠慮ください。
- (3) 相手紹介やお見合いの実施は、相談者からの依頼の範囲で行ってください。
- (4) サポーターの氏名・市町村名は、同意をいただいた上で、長野県結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」において公開します。
- (5) 県から活動実績についてご照会することがありますので、予めご了承ください。

9 お申込み・お問い合わせ先

長野県婚活支援センター

〒380-8546

長野市南県町657

TEL 026-236-3277 FAX 026-238-0007

E-mail konkatsu-nagano@shinmai.co.jp